

○厚生労働省、農林水産省、
 経済産業省、国土交通省、令第二号
 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令のように定める。
 平成三十年四月二十七日
 厚生労働大臣 加藤 勝信
 農林水産大臣 齋藤 健
 経済産業大臣 世耕 弘成
 国土交通大臣 石井 啓一

独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令
 独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十五条第二項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令の一部を改正する省令のように改正する。
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			改正前		
(主務大臣)					
<p>第六条 独立行政法人水資源機構法施行令（以下この条において「機構法施行令」という。）第十五条第二項で定める主務大臣は、次の表の上欄に掲げる業務及び同表の中欄に掲げる施設の区分に応じ、同表の下欄に掲げるものとする。</p>					
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
木曾川右岸緊急改築事業	(略)	(略)	木曾川右岸緊急改築事業	(略)	(略)
愛知用水三好支線水路緊急対策事業	愛知用水三好支線水路緊急対策事業の対象である施設	(略)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。
 ○国土交通省令第四十一号
 道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十四条及び第四十五条の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成三十年四月二十七日
 国土交通大臣 石井 啓一

道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令
 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第六十一条の二 (車体) の及び付随車を除く。の車体は、次の基準に適合するものでなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>第六十一条の三 (略)</p>	<p>一 車体は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、原動機付自転車の周囲にある他の交通からの視認性を向上させるものとして、強度、構造等に関し告示で定める基準に適合するものであること。 二 車体の外形その他原動機付自転車の形状は、回転部分が突出していないこと等他の交通の安全を妨げるおそれがないものとして、告示で定める基準に適合するものであること。 (ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)</p>
<p>第六十一条の二 (略)</p>	<p>(ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置)</p>

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度

二十キロメートル毎時未満のものを除く。

第六十二条の四、第六十三条の二、第六十五
条の二、第六十五条の三、第六十六条の
二及び第六十六条の三において同じ。の後
面には、尾灯を備えなければならない。

2・3 (略)

(かじ取装置)

第六十五条の三 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）のかじ取装置は、当
該原動機付自転車が衝突等による衝撃を受
けた場合において、運転者に傷害を与える
おそれのないものとして、運転者の保護
に係る性能に関し告示で定める基準に適合
するものでなければならない。

(座席ベルト等)

第六十六条の二 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）には、当該原動機付
自転車が衝突等による衝撃を受けた場合に
おいて、運転者が、座席の前方に移動する
ことを防止し、かつ、上半身を過度に前傾
することを防止するため、座席ベルト及び
当該座席ベルトの取付装置を備えなければ
ならない。ただし、座席がまたがり式であ
るものにあつては、この限りでない。

2 前項の座席ベルトの取付装置は、座席ベ

ルトから受ける荷重等に十分耐え、かつ、
取り付けられる座席ベルトが有効に作用
し、かつ、乗降の支障とならないものとし
て、強度、取付位置等に関し告示で定める
基準に適合するものでなければならない。

3 第一項の座席ベルトは、当該原動機付自

転車が衝突等による衝撃を受けた場合にお
いて、当該座席ベルトを装着した者に傷害
を与えるおそれが少なく、かつ、容易に操
作等を行うことができるものとして、構造、
操作性能等に関し告示で定める基準に適合
するものでなければならない。

(尾灯)

第六十二条の三 原動機付自転車（最高速度

二十キロメートル毎時未満のものを除く。
以下この条、第六十二条の四、第六十三
条の二及び第六十五条の二において同じ。の
後面には、尾灯を備えなければならない。

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(頭部後傾抑止装置等)

第六十六条の三 原動機付自転車（二輪のも

の及び付随車を除く。）の座席（またがり式
の座席を除く。）には、他の自動車の追突等
による衝撃を受けた場合において、運転者
の頭部の過度の後傾を有効に抑止し、かつ、
運転者の頭部等に傷害を与えるおそれの少
ないものとして、構造等に関し告示で定め
る基準に適合する頭部後傾抑止装置を備え
なければならない。ただし、当該座席自体
が当該装置と同等の性能を有するものであ
るときは、この限りでない。

(縮約国登録原動機付自転車の特例)

第六十七条の三 縮約国登録原動機付自転車
については、第六十条から第六十六条の三
までの規定は、適用しない。

2 (略)

(車体)

第七十一条 (略)

2 乗用に供する軽車両の座席及び立席につ
いては、第二十二條第一項（座席の向きに
係る部分を除く。）、第二項、第五項及び第
六項、第二十二條の二、第二十三條並びに
第二十四條の規定を準用する。

(新設)

(縮約国登録原動機付自転車の特例)

第六十七条の三 縮約国登録原動機付自転車
については、第六十条から第六十六条まで
の規定は、適用しない。

2 (略)

(車体)

第七十一条 (略)

2 乗用に供する軽車両の座席及び立席につ
いては、第二十二條第一項、第二項、第五
項及び第六項、第二十二條の二、第二十三
條並びに第二十四條の規定を準用する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十二号

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第四十
四條第一項（同法第四十六條において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国際航海船舶及び国際
港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月二十七日

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第
五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定
の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線
を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規
定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応す
るものを掲げていないものは、これを加える。